

平成27年第4回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発委第12号	TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出について		
発議第7号	議員の派遣について		
発議第8号	所管事務調査について		

発委第12号

TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年12月14日提出

提出者 産業建設常任委員会委員長 二瓶 隆

浦幌町議会議長 田村寛邦様

TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書（案）

TPP交渉は、10月5日に米国アトランタの閣僚会合において、大筋合意に至ったと発表された。政府の「合意」内容によると、農林水産物は全体の8割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でん粉の重要5品目についても3割が関税撤廃となっている。しかも、関税が残った重要品目も無税又は低関税の特別輸入枠が設定されるなど、我が国において、かつて経験したことのない高い水準の農畜産物市場の開放がなされる結果となっている。

農林水産業が基幹産業である我が町においては、TPP「合意」の結果に対し、農業者をはじめ多くの人々は「不信・憤り・不安」を抱え、失望感が漂っている。

さらに、国会決議との整合性が問われる「高い水準の市場開放」によって、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望を持って営農を継続できるかどうか途方に暮れており、家族農業を中核とした我が町の農村社会及び地域経済へのさらなる疲弊を招きかねない。

これは、「地方創生」「1億総活躍社会」どころか、「地方崩壊」「弱者切り捨て社会」の道をたどることになり、本当に国益を守り、国会決議を順守したと言えるのか、疑義を抱かざるを得ない。

TPPは、関税など物品市場アクセスだけではなく、食の安全・安心や投資、サービス貿易、金融サービス、政府調達、知的財産などの分野にまたがる広範な経済連携協定であるにもかかわらず、政府は守秘義務を盾に、情報の開示や国民的議論が一切なされぬまま、「合意＝批准」が既成事実かのように国内対策の論議を進めている。

しかしながら、徐々に明らかにされつつある「合意」内容をみると、我が国の食料安全保障の観点を含め国会決議との整合性が問われる農産物関税の扱い、さらには衛生植物検疫措置や医療制度、ISDS条項など、国民の暮らしに係る懸念事項に関しても、疑念は完全に解消されていない。

よって、政府においては、国会における承認手続きに入る前に交渉過程を含めた徹底した情報公開を行い、TPP合意内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすこと。また、国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について真筆に徹底した検証を行うこと。その結果、国会決議に違反すると判断された場合は、速やかにTPP合意を撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月14日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

発議第7号

議員の派遣について

浦幌町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

平成27年12月14日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 一般会議（浦幌町農業協同組合役職員）

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 東部十勝農産加工農業協同組合連合会東部十勝澱粉工場ほか
- (3) 期間 平成27年12月16日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

2 議会報告会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町中央公民館、吉野公民館、上浦幌公民館、厚内公民館
- (3) 期間 平成28年2月9日、10日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第8号

所管事務調査について

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

平成27年12月14日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は、次のとおりとする。

1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 番号法（マイナンバー法）施行に伴う個人情報の取扱い
- (2) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

3 産業建設常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項